

2022年6月9日

各 位

会社名 株式会社サンウェルズ
代表者名 代表取締役社長 苗代 亮達
(コード番号：9229 東証グロース市場)
問合せ先 取締役総務経理部長 上野 英一
(TEL. 076-272-8982)

募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

2022年5月23日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による自己株式の処分等につきましては、払込金額等が未定でありましたが、2022年6月9日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による自己株式の処分の件

(1) 募集株式の払込金額 1株につき 金 1,504.50円
(ただし、引受価額が払込金額を下回る場合は、当該公募による自己株式の処分を中止する。)

(2) 募集株式の払込金額の総額 2,649,424,500円

(3) 仮 条 件 1,770円 から 1,940円

(4) 仮条件の決定理由

仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

2. 第三者割当による自己株式の処分の件

(1) 募集株式の払込金額 1株につき 金 1,504.50円

(2) 募集株式の払込金額の総額 662,280,900円

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

【ご参考】

公募による自己株式の処分及び株式売出しの概要

1. 募集株式の数及び売出株式数
 - ① 募集株式の数 普通株式 1,761,000株
 - ② 売出株式数 普通株式 引受人の買取引受による売出し 1,174,000株
オーバーアロットメントによる売出し 440,200株
(※)
2. 需要の申告期間 2022年6月10日(金曜日)から
2022年6月16日(木曜日)まで
3. 価格決定日 2022年6月17日(金曜日)
(処分価格(募集価格)及び売出価格は募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)
4. 募集・売出期間 2022年6月20日(月曜日)から
2022年6月23日(木曜日)まで
5. 払込期日 2022年6月26日(日曜日)
6. 株式受渡期日 2022年6月27日(月曜日)

(注) 上記1. ①に記載の募集株式の一部は、野村証券株式会社の関連会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売される予定であります。

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による自己株式の処分並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、野村証券株式会社が当社株主である苗代亮達(以下、「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2022年5月23日及び2022年6月9日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式440,200株の第三者割当による自己株式の処分(以下、「本件第三者割当」という。)の決議を行っております。

また、野村証券株式会社は、2022年6月27日から2022年7月20日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当における割当株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な処分株式数が減少する、又は自己株式の処分そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

以上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。